

岩手県告示第223号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、遠野都市計画事業稲荷下第二地区土地区画整理事業の換地処分をした旨遠野市長から届出があった。

平成30年3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也